

ふじみ野市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
（初任給、昇格、昇給等の基準） 第4条（略） 2～7（略） 8 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。ただし、<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）及び60歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。</u> 9～12（略） （給料の調整） 第7条 市長は、第3条に規定する給料表の額が、同一級の職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務に係る職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、給料表に掲げられている給料額につき適正な調整額を定めることができる。ただし、その特殊性を考慮して給料表の級に格付した場合においては、その給料月額をこの条の規定によって調整することはできない。 2 <u>前項に規定する給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25の範囲内で規則で定める。</u> <u>（扶養手当）</u> 第8条（略）	（初任給、昇格、昇給等の基準） 第4条（略） 2～7（略） 8 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。ただし、<u>60歳</u>を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。 9～12（略） （給料の調整） 第7条 市長は、第3条に規定する給料表の額が、同一級の職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務に係る職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、給料表に掲げられている給料額につき適正な調整額表を定めることができる。ただし、その特殊性を考慮して給料表の級に格付した場合においては、その給料月額をこの条の規定によって調整することはできない。 <u>（扶養手当）</u> 第8条（略）

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職8級職員にあっては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 削除

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。)にあっては、3,500円)を同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠

くに至った場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定により届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員以外の職員となった場合

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第12条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員以外のものが行政職8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第12条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(2) · (3) (略)

(定年再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第13条の4 第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第3条関係)

(単位：円)

<u>職員の区分</u>	<u>職務の区級</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>	<u>4級</u>	<u>5級</u>	<u>6級</u>	<u>7級</u>	<u>8級</u>
	<u>分号給</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>
	給額	額	額	額	額	額	額	額	額

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(2) · (3) (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第13条の4 第8条、第9条及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第3条関係)

(単位：円)

<u>職</u> <u>員</u> <u>の</u> <u>区</u>	<u>職務</u> <u>の</u> <u>級</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>	<u>4級</u>	<u>5級</u>	<u>6級</u>	<u>7級</u>	<u>8級</u>
		<u>分号</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>
	給	額	額	額	額	額	額	額	額

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	<u>1</u>	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	<u>2</u>	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	<u>3</u>	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	<u>4</u>	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	<u>5</u>	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	<u>6</u>	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	<u>7</u>	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	<u>8</u>	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	<u>9</u>	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	<u>10</u>	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	<u>11</u>	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	<u>12</u>	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	<u>13</u>	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	<u>14</u>	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	<u>15</u>	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	<u>16</u>	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	<u>17</u>	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	<u>18</u>	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	<u>19</u>	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	<u>20</u>	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	<u>21</u>	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	<u>22</u>	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	<u>23</u>	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	<u>24</u>	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	<u>25</u>	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	<u>26</u>	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	<u>1</u>	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	<u>2</u>	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	<u>3</u>	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	<u>4</u>	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	<u>5</u>	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	<u>6</u>	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	<u>7</u>	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	<u>8</u>	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	<u>9</u>	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	<u>10</u>	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	<u>11</u>	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	<u>12</u>	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	<u>13</u>	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	<u>14</u>	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	<u>15</u>	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	<u>16</u>	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	<u>17</u>	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	<u>18</u>	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	<u>19</u>	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	<u>20</u>	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	<u>21</u>	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	<u>22</u>	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	<u>23</u>	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	<u>24</u>	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	<u>25</u>	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	<u>26</u>	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500

27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		

27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	475,400
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	475,800
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	476,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	476,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	476,900
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	477,300
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	477,600

53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,200		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,900		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	415,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	416,000		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	416,700		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	417,400		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	418,000		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	418,500		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			

53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	477,900
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	478,400
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	478,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	479,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	479,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	479,900
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	480,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	480,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	480,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	451,100	481,400
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	451,400	481,800
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	451,800	482,100
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	452,100	482,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	452,500	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	452,800	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	453,100	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	453,400	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	453,800	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	454,100	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	454,600	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	455,200	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	455,900	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	456,700	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	457,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	458,000	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,200	458,800	

79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000	386,500	398,400			
87	256,300	297,400	346,400	386,900	398,700			
88	256,600	297,700	346,800	387,300	399,100			
89	256,900	298,000	347,000	387,600	399,600			
90	257,200	298,300	347,400	388,100	400,300			
91	257,500	298,600	347,800	388,500	401,000			
92	257,800	299,000	348,200	388,900	401,600			
93	258,100	299,200	348,400	389,200	402,100			
94		299,400	348,800	389,700	402,800			
95		299,700	349,200	390,100	403,500			
96		300,100	349,500	390,500	404,100			
97		300,300	349,800	390,800	404,600			
98		300,600	350,200	391,300	405,300			
99		301,000	350,600	391,700	405,900			
100		301,400	351,000	392,100	406,600			
101		301,600	351,500	392,400	407,100			
102		301,900	351,900	392,900	407,800			
103		302,200	352,300	393,300	408,400			
104		302,500	352,700	393,700	409,000			

79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,900	459,600	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	415,500	460,300	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	416,000	460,900	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	416,700	461,700	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	417,400	462,400	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	418,000	463,200	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	418,500	463,800	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	419,200		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	419,900		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	420,500		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	421,000		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	421,700		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	422,300		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	423,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	423,500		
94		299,400	347,400	386,500	398,400	424,200		
95		299,700	347,800	386,900	398,700	424,800		
96		300,100	348,200	387,300	399,100	425,500		
97		300,300	348,400	387,600	399,600	426,000		
98		300,600	348,800	388,100	400,300	426,700		
99		301,000	349,200	388,500	401,000	427,300		
100		301,400	349,500	388,900	401,600	428,000		
101		301,600	349,800	389,200	402,100	428,500		
102		301,900	350,200	389,700	402,800	429,200		
103		302,200	350,600	390,100	403,500	429,800		
104		302,500	351,000	390,500	404,100	430,500		

<u>105</u>		302,700	353,200	394,000	409,500			
<u>106</u>		303,000	353,600	394,500	410,200			
<u>107</u>		303,300	353,900	394,900	410,800			
<u>108</u>		303,600	354,200	395,300	411,500			
<u>109</u>		303,800	354,700	395,600	412,000			
<u>110</u>		304,200	354,800	396,000	412,700			
<u>111</u>		304,600	355,100	396,400	413,300			
<u>112</u>		304,900	355,400	396,800	414,000			
<u>113</u>		305,100	355,900	397,100	414,500			
<u>114</u>		305,300	356,300	397,600	415,100			
<u>115</u>		305,600	356,600	398,000	415,800			
<u>116</u>		306,000	356,900	398,600	416,500			
<u>117</u>		306,200	357,400	399,200	417,000			
<u>118</u>		306,400	357,800	399,800				
<u>119</u>		306,700	358,100	400,400				
<u>120</u>		307,000	358,400	401,000				
<u>121</u>		307,400	358,900	401,600				
<u>122</u>		307,600	359,300					
<u>123</u>		307,900	359,600					
<u>124</u>		308,200	359,900					
<u>125</u>		308,500	360,400					
<u>126</u>			360,800					
<u>127</u>			361,100					
<u>128</u>			361,400					
<u>129</u>			361,900					

<u>105</u>		302,700	351,500	390,800	404,600	431,000		
<u>106</u>		303,000	351,900	391,300	405,300	431,600		
<u>107</u>		303,300	352,300	391,700	405,900	432,300		
<u>108</u>		303,600	352,700	392,100	406,600	433,000		
<u>109</u>		303,800	353,200	392,400	407,100	433,500		
<u>110</u>		304,200	353,600	392,900	407,800			
<u>111</u>		304,600	353,900	393,300	408,400			
<u>112</u>		304,900	354,200	393,700	409,000			
<u>113</u>		305,100	354,700	394,000	409,500			
<u>114</u>		305,300	354,800	394,500	410,200			
<u>115</u>		305,600	355,100	394,900	410,800			
<u>116</u>		306,000	355,400	395,300	411,500			
<u>117</u>		306,200	355,900	395,600	412,000			
<u>118</u>		306,400	356,300	396,000	412,700			
<u>119</u>		306,700	356,600	396,400	413,300			
<u>120</u>		307,000	356,900	396,800	414,000			
<u>121</u>		307,400	357,400	397,100	414,500			
<u>122</u>		307,600	357,800	397,600	415,100			
<u>123</u>		307,900	358,100	398,000	415,800			
<u>124</u>		308,200	358,400	398,600	416,500			
<u>125</u>		308,500	358,900	399,200	417,000			
<u>126</u>			359,300	399,800				
<u>127</u>			359,600	400,400				
<u>128</u>			359,900	401,000				
<u>129</u>			360,400	401,600				
<u>130</u>			360,800					

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

別表第2(第3条の2関係)

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
(略)	(略)
4級	係長又は主査の職務
(略)	(略)

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	131			361,100					
	132			361,400					
	133			361,900					
	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

別表第2(第3条の2関係)

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
(略)	(略)
4級	係長、主査又は副主査の職務
(略)	(略)

ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等） 第10条 特定任期付職員には、ふじみ野市職員の給与に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第41号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第8条、第9条、第9条の3、第10条、第10条の3及び第11条の規定は、適用しない。 2・3 （略） 4 <u>特定任期付職員に対する給与条例第12条第2項及び第12条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第12条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第12条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u> 5 （略）	（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等） 第10条 特定任期付職員には、ふじみ野市職員の給与に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第41号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第8条、第9条、第9条の3、第10条、第10条の3、<u>第11条及び第12条の4</u>の規定は、適用しない。 2・3 （略） 4 <u>特定任期付職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の170」とする。</u> 5 （略）